

監査報告

独立行政法人通則法(以下「通則法」という。)第19条第4項及び同法第38条第2項の規定に基づき、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構(以下「法人」という。)の令和7事業年度(令和7年4月1日～令和8年3月31日)の業務、事業報告書、財務諸表(貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類(案)、行政コスト計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及びこれらの附属明細書)及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

I 監査の方法及びその内容

各監事は、監事監査規程等に基づき、理事長、副理事長、理事、内部監査部門、業績評価部門その他職員(以下「役職員等」という。)と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、役員会その他重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、主たる事務所及び従たる事務所において業務、財産の状況及び主務大臣に提出する書類を調査した。また、役員(監事を除く。以下「役員」という。)の職務の執行が通則法、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制(財務報告プロセスを含む。以下「内部統制システム」という。)について、役職員等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

なお、期初に定めた監事監査計画においては、リスクフォーカスする個別事項として以下の事項を選定し、重点的な監査を実施した。

- ① 第5期中長期計画達成に向けた取組状況(含む予算執行の管理状況)と第6期に向けた準備状況
- ② 日常的モニタリングを含めた内部統制システムの定着度と同システムの形骸化防止と有効性・効率性の両立に向けた取組状況
- ③ 通勤途上の交通災害、事業用車等の物品損傷事故を含めた労働災害等の発生防止に対する取組状況
- ④ 施設の適切な管理状況(老朽化施設の整備状況、施設集約化に向けた取組状況、スマート農業に関する施設等の供用状況ほか)

さらに、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書(以下「財務諸表等」という。)並びに事業報告書(会計に関する部分及びその他の記載内容に関連する重要な相違点の有無等)について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。また、会計監査人から会社計算規則第131条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

以上の方法に基づき、法人の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

II 監査の結果

1 法人の業務の実施状況についての意見

全般的、概括的な意見として、法人の業務は、法令等に従い適正に実施され、第5期中長期目標に従い効果的かつ効率的に実施されているものと認める。

- (1) リスクフォーカスした個別事項のうち「第5期中長期計画達成に向けた取組状況(含む予算執行の管理状況)と第6期に向けた準備状況」に関しては、第5期を通じた自己評価では、各年度においてマネジメントや業務、セグメントの多くの分野でSないしAを獲得できた点を高く評価。

期初に構想した研究開発の理念やビジョン、計画、組織設計、予算配分のルール変更等の大胆な改革と各年のマネジメント層によるコミットメントが実を結んだ結果が大きな成果に繋がったものと思料。

上記評価を行った評価関係の内外の各種会議は委員やメンバーの専門的な意見と合意を前提に運営されてきており、議論の偏りや評価への歪は伺われず、公平性や透明性も確保。数値目標と実績等の客観面も一定の考慮はされているものと判断。

- (2) 令和7年度の業務経費の確実な執行を図るため、当初及び追加予算配分時期を大幅に前倒し。第5期中に計画的に繰り越してきた予算も活用して単年度予算では整備が困難だった高額研究用機器等へ機動的・柔軟に配分してきたが、最終的に多額の剰余金を発生させ、毎年度の実際の執行額等の正確な把握は大きな課題。
- (3) 第6期に向けては、新しい計画の方向性・内容、これに対応するセグメントの括り、本部・研究所の組織の見直し、研究所の裁量予算の拡充、「ハブ機能」「地域連携プロ」等の新しいコンセプトが決定し、本格的活動が始まったところ。検討の過程では、一年以上をかけて内部で丁寧かつオープンな議論がなされ、コンセンサスを得ながら判断、決定がなされてきたプロセスを高く評価。

他方、これらの新たな方向性等については、引き続きマネジメント層の強力なリーダーシップと組織末端までの意識の浸透、行動の変革が求められる。

- (4) 令和7年度春植用ばれいしょ原原種(令和6年度生産)において高温障害の影響と見られる萌芽不良が再発した他、新たに異種混入事案も発生。前者は研究部門と連携したサイエンスベースの対策を検討中、後者は再発防止策の徹底が図られたが、その検討結果や実施状況、効果について引き続き注視が必要。

本事案は、一面で地球温暖化への適応の必要性という課題を提起したが、他面においては、原原種生産を国が一元的に担うべきとした制度創設当初の目的、今日の農協組織等における生産技術の水準、当機構に求められる現在の研究開発ミッションとの関連性や予算、人員の制約等に照らし、当機構における同生産事業の位置付けや

取扱いについて改めて問題提起と再考を促す契機になるのではないかと認識。

「事業の持続可能性」、すなわち販売価格を自律的に決定できない中での資材価格の上昇や効率化係数による一律の経費削減が限界に差し掛かり、事業の維持・向上、機械・施設の更新に必要な予算の確保等が事業単体ではままならなくなってきているという、制度の特殊性に起因する本質的な問題もこれと関連。

2 法人の内部統制システムの整備及び運用についての意見

- (1) リスクフォーカスした個別事項のうち「日常的モニタリングを含めた内部統制システムの定着度と同システムの形骸化防止と有効性・効率性の両立に向けた取組状況」に関しては、内部統制システムの目的とするコンプライアンス等の重要性について、これまでの4半期毎のモニタリング、副理事長と内部統制担当理事の拠点訪問及びトップへのヒアリング、内部監査を活用した現場担当者の意識確認等を通じて、組織の末端まで相当程度浸透したこと、PDCA サイクルを回しながらリスクベースでモニタリング項目を見直し、負担軽減を図ってきた点は評価。

他方、マニュアルとペーパーベースの「業務」として定型化、認識されていくと形骸化の潜在的なリスクも増加。また、研究インテグリティ等の新たなリスクへの対応が今後増えていく方向。担当部局のマンパワーと現場の業務負荷も考慮し、相対的にリスクが低下したもののから新たなリスクへと対象をシフトしていく等の方向性が重要。

- (2) 理事長の意思決定の状況について、役員会・内部統制委員会、所長・管理部長会議、評価関係会議等における方針や意見の表明、目標の設定、事実関係の確認と評価、判断、指示等は明瞭かつ的確。

「理事長通信」(通算 110 回)で自らの考えを全役職員に直接伝達し、全国の拠点を視察し研究員との座談会(延べ 20 回以上)を開催するなど、第 5 期を通じて意思決定の速やかな浸透、判断の前提(根拠)となる現場の実態把握にも尽力。

- (3) 関係法令及び業務方法書に基づく諸規程等の整備状況並びに諸規程等に基づく業務の状況に関し、法令や業務方法書の制定・改廃に伴う諸規程等の整備に遅れが生じ、あるいは不備が存在する等の状況や諸規程等で定めたルールを逸脱するような不適切な業務の執行等は確認されず。むしろ、スマ農法、研究インテグリティ等の新たな法律や研究環境、政策・社会ニーズに対応するための各種規程の検討、創設、職員への周知、業務・事業の試行・開始等の積極的、予見的な対応がなされた点を評価。

業務フロー(38 手順)が明確化されたことにより、リスクの高い業務を中心に手順のミスや漏れが低減し、ルールに基づく業務の精度が一層高まることを期待。

- (4) 組織及び人事管理の状況に関し、常陸大宮研究拠点の廃止、高度プロフェッショナルポスト(IT、施設管理)の新設、国際・知財・広報委員会の廃止の他、千代田試験地・口之津試験地の管理主体の明確化・変更など、組織は研究・業務ニーズの変化に適切に対応。

第 6 期に向けた本部組織、研究所・センター組織の見直し、新たな計画の方向性

と併せて丁寧な議論とコンセンサスの下で検討、決定された点を評価。

全体の研究戦略の方向性と業務・予算の将来見通しを踏まえた職種／専門分野ごとの人事管理方針(採用, 育成, 異動)の策定, ポストや処遇の見直しなどの人事管理政策は課題多し。過去の監事監査で指摘した点を中心に一層の検討加速化が必要。

- (5) リスクフォーカスした個別事項のうち「通勤途上の交通災害, 事業用車等の物品損傷事故を含めた労働災害等の発生防止に対する取り組み状況」に関しては, 家畜による死亡事故の発生(令和4年12月1日)を踏まえ, ①作業開始前ミーティングの徹底, ②安全作業手順書の拡充整備, ③トップ巡視, 「安全パトロール」による現場チェック, ④危険予知能力養成研修, e-ラーニングによる安全教育を徹底し, 以降も労災発生の都度, ⑤原因究明と再発防止策の策定, ⑥イントラネットでの発生事例の周知と各種会議の場での注意喚起等に取り組み。

この結果, 令和7年度は休業災害度数率0.1を達成。理事長や所長等のトップマネジメントによるコミットメントと担当部局の努力が相当程度効果を上げたものと認識。

通勤途上の交通災害は0件(前年度比▲7件)となり, 事業用車等の物品損傷事故も25件(前年度比▲4件)と減少。労災防止の取り組みと相俟って, 自動車運転時の安全意識も高まったことが伺われる。

- (6) リスクフォーカスした個別事項のうち「施設の適切な管理状況(老朽化施設の整備状況, 施設集約化に向けた取組状況, スマート農業に関する施設等の供用状況ほか)」に関しては, 老朽化施設について, 労働安全, 法令対応, 施設の重要度等の観点から改修の緊急性及び必要性を資産・環境管理委員会が一元的に見極めて予算配分。専門職ポストの設置により営繕の体制も強化。

施設集約化については, 「恒久的利用施設」「最重要施設」を選定して維持管理を重点化する中, 「施設整備集約グランドデザイン」を策定し, 予算要求や機構での施設整備方針を決定する資料として積極的に活用。遺伝子組換え実験室は研究の必要性を踏まえた集約が完了(大わし地区本館では室数を35%以下)。

拠点の統廃合については, 常陸大宮拠点を前倒しでR7年10月に廃止, 令和7年は6棟の減損済み施設の解体撤去等を完了した他, 小規模研究拠点(綾部拠点等)は地域住民や自治体等の理解を得ながら整理手続き進行中。

スマ農法に対応した施設供用化に資するスマート農業実証フィールド7か所と新品種育成加速温室の整備を完了し, 効果的な活用法を検討, 推進中。

このような各方面での取り組みの進展を評価。他方, 撤去等の予算が措置されず放置されたままの施設が数多く存在することは, 職員や近隣住民を含む安全確保等の面で課題。また, 補正予算や外部資金頼みでは財源の安定性を欠き, グランドデザインの実効性確保, 場当たりの整備に伴う将来の維持管理, 拠点移転の「足かせ」となることが懸念。第6期中は長期的な施設整備予算の収支均衡を目指し, つくば地区を含む「大規模拠点の集約」へ向けた検討開始及び安定財源の確保が大きな課題。

- (7) 情報公開, 個人情報保護の状況に関し, 第5期全体を通じて, 理事長のトップ広報を

はじめとした戦略的広報の推進, ゲノム編集等の先端技術の安全性や有用性に関する正確な情報提供(出前講座やセミナー, サイト運営等)に尽力。農研機構の認知度向上や国民理解の増進に寄与。

「保有個人情報台帳」の管理徹底が不十分で, 担当部署(総務部総務課)の体制充実と登録ルールの明確化, 点検による登録内容のバラツキ是正が課題とされていたが, 複数名での業務対応に加え, 新たな運用方法が4月から開始された点は評価。実施状況は本年度の監査で引き続きフォローが必要。

3 法人の役員の職務の遂行について

役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。

4 財務諸表等についての意見

会計監査人「有限責任監査法人トーマツ」の監査の方法及び結果は相当であると認める。

5 事業報告書についての意見

事業報告書は, 法令に従い, 法人の状況を正しく示しているものと認める。

Ⅲ 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

給与水準, 随意契約の適正化を含めた入札・契約, 法人の長の報酬水準の妥当性及び保有資産の見直しについての法人の判断・取組は妥当であると判断する。

令和8年6月15日

国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構

監事 中根 宏行

監事 加藤 剛

監事 増井 国光